

● 補助対象となる工事と補助金の限度額

- 以下の整備に要する費用の1/2を限度額の範囲内で補助します。
(補助対象限度額の1/2が補助金の限度額になります。)

事業区分	補助対象限度額	要件等
① 既存建物のトイレ改修	300万円	○改修するトイレ及び道又は車いす使用者用駐車施設からトイレ及び利用居室(整備するトイレと同じ階のみ)までの経路を基準に基づいて整備する必要があります。 ○下記の整備費用が補助の対象となります。 ・トイレの改修費用 ・玄関を自動扉に改修する費用 ・廊下等のスロープ、点字ブロックの設置費用 ・階段の手すり、点字ブロックの設置費用 ・敷地内通路のスロープ設置費用
② 新築建物へのトイレ設置	120万円	○バリアフリー非対応のトイレを設置する場合の費用との差額のみ補助の対象となります。 ○建物全体を基準に基づいて整備する必要があります。
③ オストメイト対応設備の整備(新築・既存共)	100万円	○オストメイト対応設備を基準に基づいて整備する必要があります。
④ 既存建物へのエレベーター設置	2,000万円	○建物全体を基準に基づいて整備する必要があります。
⑤ 新築建物へのエレベーター設置	300万円	
⑥ 既存建物の玄関の改修	300万円	○玄関及び道等又は車いす使用者用駐車施設から当該玄関までの経路を基準に基づいて整備する必要があります。 ○下記の整備費用が補助の対象となります。 ・玄関を自動扉に改修する費用 ・出入口の外側に音声誘導装置を設置する費用 ・廊下等のスロープ、点字ブロックの設置費用 ・階段の手すり、点字ブロックの設置費用 ・敷地内通路のスロープ設置費用
⑦ 新築建物玄関への音声誘導装置設置	100万円	
⑧ 既存建物への車いす使用者用駐車施設及び屋根の設置	200万円	○車いす使用者用駐車施設から玄関までの経路に設ける屋根も対象となります。
⑨ 電光表示板、フラッシュライト等の整備(新築・既存共)	50万円	○聴覚障がい者に緊急情報を伝達することができるものである必要があります。



電光表示板・
フラッシュライト



オストメイト



自動扉、点字ブロック等

- さらに、特別特定建築物に該当すると、既存改修に限って対象となる工事が増えると共に、一部の補助対象金額が増額されます。(平成31年度までの措置)

以下の整備(①、③、⑥、⑧、⑨も)に要する費用の3/4(最大)を限度額の範囲内で補助します。
(補助対象限度額の3/4(最大)が補助金の限度額になります。)

ただし、※の付いたメニューは以下の用途のみが補助の対象となります。

劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、博物館、美術館又は図書館、飲食店

特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物のことをいいます。(※面積は問わない。詳しくは4ページをご覧ください。)

事業区分	補助対象限度額	要件等
※ ①' 既存建物のトイレ改修及び床、壁、天井の仕上げ等 関連工事	500万円	○改修するトイレ及び道又は車いす使用者用駐車施設からトイレ及び利用居室(整備するトイレと同じ階のみ)までの経路を基準に基づいて整備する必要があります。 ○下記の整備費用が補助の対象となります。 ・トイレの改修費用 ・玄関を自動扉に改修する費用 ・廊下等のスロープ、点字ブロックの設置費用 ・階段の手すり、点字ブロックの設置費用 ・敷地内通路のスロープ設置費用
※ ⑥' 既存建物の玄関の改修	500万円	○玄関及び道等又は車いす使用者用駐車施設から当該玄関までの経路を基準に基づいて整備する必要があります。 ○下記の整備費用が補助の対象となります。 ・玄関を自動扉に改修する費用 ・出入口の外側に音声誘導装置を設置する費用 ・廊下等のスロープ、点字ブロックの設置費用 ・階段の手すり、点字ブロックの設置費用 ・敷地内通路のスロープ、点字ブロック設置及び舗装等改修費用
⑩ 既存建物への洋便器、自動水栓、手すり、ベビーチェア等の整備	555万円	○一般公共の用に供されるものである必要があります。(バックヤード等特定の従業員のみが使用するもの等は補助の対象外です。) [個別限度額] 便器の洋式化 500千円/箇所 小便器の低リップ化 300千円/箇所 自動水栓 200千円/箇所 便所手すり 55千円/箇所 ベビーチェア 100千円/箇所 ベビーベッド 200千円/箇所 手すり 15千円/m 廊下(床、壁、天井) 100千円/m 出入口 1,600千円/箇所 点字ブロック 25千円/㎡
⑪ 既存建築物及び敷地への手すりの整備		
⑫ 既存建物の廊下拡幅改修に伴う床、壁、天井の改修		
⑬ 既存建物の出入口の開口幅の拡幅、引き戸化等の整備		
⑭ 既存建物及び敷地への点字ブロックの整備		
⑮ 既存ホテル・旅館の車いす使用者用客室の整備	500万円	○改修する客室及び道又は車いす使用者用駐車施設から客室までの経路を基準に基づいて整備する必要があります。 ○下記の整備費用が補助の対象となります。 ・客室の改修費用 ・玄関を自動扉に改修する費用 ・廊下等のスロープ、点字ブロックの設置費用 ・階段の手すり、点字ブロックの設置費用 ・敷地内通路のスロープ設置費用
⑯ 補助メニュー実施に伴い必要となる付随工事、建築主等の提案によるバリアフリー工事	50万円	○床面積200㎡以下の既存建物に限ります。 ○一般公共の用に供されるものである必要があります。(バックヤード等特定の従業員のみが使用するもの等は補助の対象外です。)